

訪問介護サービス利用契約書

様

えこだ介護サービス

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画書」を作成します。

事業者は、この「訪問介護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（訪問介護の内容）

1. 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は「訪問介護計画書」に定めます。
その内容について、利用者及び家族に説明します。
2. 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って「訪問介護計画書」に定めた内容の訪問介護を提供します。
3. 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または訪問介護員（ホームヘルパー）研修1～2級課程を終了したものです。
4. 訪問介護計画が利用者との合意を持って変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て、新たな内容の「訪問介護計画書」を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は毎回のサービスの終了時に利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
2. 事業者はサービス提供記録を作成する事とし、この契約の終了後2年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価とし別紙の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. お支払い方法は、『口座振替』とさせていただきます。
3. 『口座振替』の手続きが完了までは現金支払いとし、完了後は前月末までの一部負担金を翌月の27日に振替となります。振替を確認後に領収書を発行します。

第7条（サービスの中止、キャンセル）

1. 利用者は、事業者に対して、サービスの前日の午後6時までに連絡をすることにより、料金を負担することなくサービスを中止することができます。
緊急の入院等の場合、電話連絡をください。
2. 利用者がサービス提供の前日の午後6時までに連絡をすることなくサービスを中止した場合は、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」に定める料金を請求します。

第8条（料金の変更）

1. 事業者は利用者に対して、利用単価ごとの利用料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者は料金の変更の承諾しない場合は、事業者に対して文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などのやむをえない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事ができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④事業者が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事ができます。

- ①利用者のサービスの利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
- ②利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等）

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、利用者が再び要介護認定区分において、要介護又は要支援と認定された場合には、本契約を再度、締結させていただきます。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

第 10 条（秘密保持）

- 1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- 3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

第 11 条（虐待の防止）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催し、その結果についてサービス従業者に周知徹底を図っています。
- ②虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的 to実施しています。
- ④虐待の防止に関する措置を適切 to実施するための担当者として管理者を任命

しています。

第 12 条（非常災害対策）

事業者は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災、風水害、および地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルス等の感染症に対処するための事業継続に向けた計画等の対策、研修の実施、訓練を年 2 回以上、実施します。

第 13 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 14 条（緊急時の対応）

事業者は現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

第 15 条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 16 条（連携）

事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービスまたは、福祉サービスを提供するものと密接な連携に勤めます。

第 17 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第 18 条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。